

岩手県告示第 834 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 18 年 8 月 8 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 路線名 岩手大更線

(2) 供用開始の区間 八幡平市大更第 36 地割 465 番地先から 86 番 5 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 8 月 8 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所

イ 期間 平成 18 年 8 月 8 日から同年 9 月 8 日まで

2(1) 路線名 姉帯戸田線

(2) 供用開始の区間 二戸郡一戸町姉帯字名子根 84 番 1 地先から字面岸沢 29 番 1 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 8 月 13 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 8 月 8 日から同年 9 月 8 日まで